

# 令和3年度 上郡町「事業者経営応援事業」募集要項

## 支援の概要

### ■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、影響を受ける中小事業者・個人事業主等を対象に、事業経営を支えるための支援金を支給します。

### ■対象（次の2つの要件を満たす者）

（1）町内で農林漁業、商工業を営む中小事業者、個人事業主等で令和3年4月1日以前に創業しており引続き営業していること

法人 令和3年4月1日現在町内に本店を有し法人登記のある法人

個人事業主 令和3年4月1日現在上郡町内に住民票があること

副業としての事業は対象としません

金融業、宗教・政治上の組織もしくは団体、発（売）電事業及び支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断した者は除く

中小事業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条（裏面）の規定による者またはこれと同等と認められる者をいう

（2）令和3年8月または9月の売上が前々年または前年同月比で20%以上減少していること

①創業日より令和2年8月または9月の売上がない場合、創業日以降令和3年8月または9月末日までの売上が創業以降の月数で除して得た平均売上が前年同月の売上とみなす

②各月売上が把握できない場合

確定申告書、決算書に記載された前々年（度）または前年（度）1年間の売上が12で除して得られる売上と、令和3年8月または9月の売上とを比較する

③同一の経営者が複数事業を営む場合であっても、支援金給付は一事業者とします

※（1）（2）の要件を満たした者が、令和3年8月分または9月分の国、兵庫県の支援金等（月次支援金、酒類販売事業者支援金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金）の給付を受けても、なお令和3年8月または9月の売上が前々年または前年同月比で減少している場合は、この支援事業の対象とします。

### ■支給額 100,000円

令和3年8月または9月の売上が前々年または前年同月比で20%以上減少し

①売上減少額が10万円以上の場合是一律10万円

②10万円に満たない場合は減少額を限度とする（千円未満切り捨て）

### ■申請書類（提出された書類は返却しません）

①申請書兼請求書

②添付書類

法人 令和元年分または令和2年分の確定申告書の写し（別表一）

※創業日より確定申告書がない場合は税務署に提出した法人設立届出書等の写し

個人事業主 令和元年分または令和2年分の確定申告書の写し（第一表）

※創業日より確定申告書がない場合は税務署に提出した個人事業の開設届出書等の写し

青色申告 決算書1ページ目

白色申告 収支内訳書1ページ目

法人、個人共通 ○令和元年8月または9月（または令和2年8月または9月）及び令和3年8月または9月の売上が分かる帳簿類の写し（総勘定元帳、売上台帳等）

○創業日より令和2年8月または9月の売上がない場合は創業日以降の売上が分かる帳簿類の写し

○各月の売上が把握できない場合は、前々年(度)または前年(度)売上金額が分かる書類

③誓約書

④本人確認書類

法人代表者または個人事業主本人の運転免許証、マイナンバーカード等の写し

⑤振込先通帳見開き1・2ページ目の写し（申請者と同一の名義）

⑥事業実態が分かる書類 事業所外観及び内部写真1点ずつ（農業除く）

※外観は社名・店舗名看板等入りのもの

※中小企業基本法第2条の規定による企業者

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業者数	従業者数
製造業（その他）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下

#### ■ご注意

支援金の支給は1事業者につき1回限りです。

この支援金の税務上の処理は、税理士または最寄りの税務署にお問い合わせください。

#### ■申請手続

①受付期間：11月1日（月）～12月28日（火）

郵送の場合は12月28日（火）の消印有効です。

②提出先：上郡町役場 産業振興課 商工観光係

郵送・持参により、申請書と添付書類を提出してください。

（内容について疑問点があれば、審査時に問合せをさせていただくことがあります。）

封筒には差出人の御住所、御名前を記載してください。

③申請に必要な書類の入手方法

町のホームページでダウンロード、産業振興課、商工会窓口で配布します

#### ■審査

申請内容について、問い合わせをさせていただく場合があります。

結果は、支援金（不）支給決定通知書により、申請者の所在地または住所あて発送します。

#### ■支援金支給

申請受付から支給までは3～4週間を予定しています。

#### ■個人（法人）情報の使用

支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。（それ以外の目的では使用しません）

#### ■支援金返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正の手段により支援金を受給した場合は、支給決定を取消し、全額返還していただきます。

#### ■問い合わせ・提出先

〒678-1292 赤穂郡上郡町大持 278 番地 上郡町産業振興課

問い合わせ 午前8時30分から午後5時15分（平日）

電話 0791-52-1116